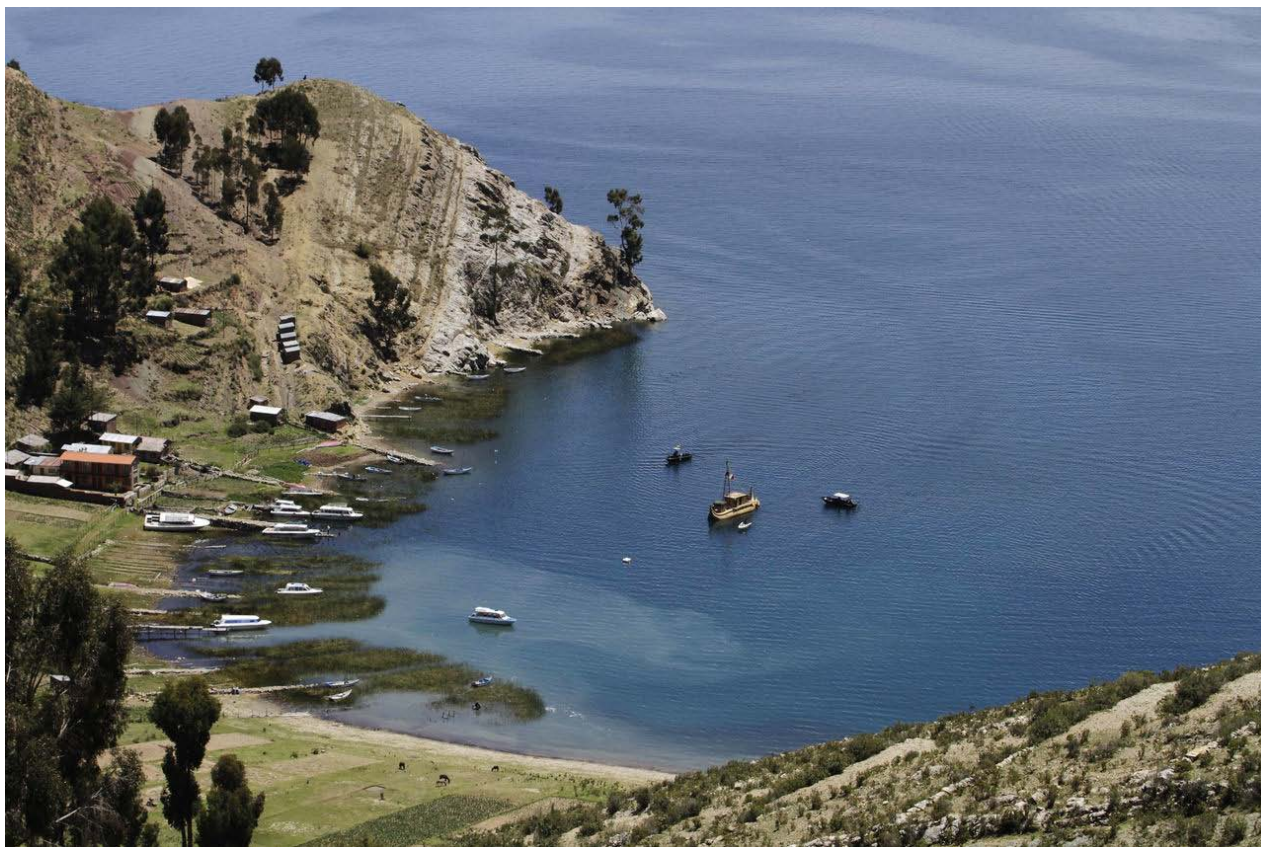


Westlaw Japan 2014.12 リリース内容



Westlaw Japan 2014.12 リリース内容

《判例》

【参考】 最近収録した話題の判例

《法令》

◇パブリックコメントが「検索結果の更新アラート」に対応

《書籍／雑誌》

◇民商法雑誌を追加

《新日本法規オンライン》

◇データファイルのサンプル版を追加

《その他》

◇文書添付型の「検索結果の更新アラート」を廃止

≪参考≫ 最近収録した話題の判例

◎「緑のオーナー」国に賠償命令＝パンフで誤解、9100万円

◆分収育林制度（緑のオーナー制度）に関し、被告国との間で分収育林契約を締結した各原告が、違法勧誘により損害を被ったとして損害賠償を求めた事案において、本件分収育林事業は国有林の管理経営という行政作用の一環としてなされたもので公権力の行使に該当し、また、元本保証がない旨明記されておらず、分収金の総額が払込額を下回ることはないとの誤解を生じさせ得るものであった平成5年前期以前のパンフレットを使用して本件勧誘を行った被告国には説明義務違反が認められるところ、一部原告らについては除斥期間経過又は消滅時効の完成により各損害賠償請求権を行使できないとした上、損害を認められた原告らにつき3割又は5割の過失相殺を行うなどして総額約9100万円の支払を命じた事例

損害賠償請求事件（甲事件）、損害賠償請求事件（乙事件）、損害賠償請求事件（丙事件）、損害賠償請求事件（丁事件）、損害賠償請求事件（戊事件）（平成26年10月9日大阪地裁）

◎浦安の液状化、住民敗訴＝三井不動産への賠償請求棄却

◆被告Y1社から購入するなどして各分譲住宅を取得した原告らが、本件各分譲地の地盤改良工事実施義務懈怠により東日本大震災に伴う本件各分譲地の液状化で損害を被った、Y1社には瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任がある、被告Y2社はY1社の損害賠償債務を重畳的に引き受けたなどとして、損害賠償を求めた事案において、本件では、本件各分譲地の液状化対策としてべた基礎を採用していたY1社が本件震災規模の地震発生、液状化被害の発生を予測するのは困難であるとして、Y1社の予見可能性及び結果回避可能性を否定して地盤改良工事実施義務違反を認めなかった上、本件各分譲地に瑕疵担保責任における瑕疵があるともいえないなどとして、請求を棄却した事例

損害賠償請求事件（平成26年10月8日東京地裁）

◎逮捕歴の表示差止め請求を棄却

◆被告が管理、運営する検索サイトにおいて、原告の氏名で検索すると過去に原告が迷惑防止条例違反で逮捕された記事が表示され名誉を毀損された、被告は被告の親会社である米国法人に対して名誉毀損表示がされないよう事前に監督するなどの義務を怠り、本件サイトに係るドメイン名の使用を許諾して原告の名誉を毀損したなどとして、原告が損害賠償を求めた事案において、本件サイトは本件米国法人が管理、運営するものであって、被告が管理、運営するものではなく、被告が本件サイトの内容自体に関与しているとは証拠上うかがえないから、いまだ被告に本件サイトでの検索結果監督義務違反等を生じさせる法律上の根拠を認めることはできないとして、請求を棄却した事例

損害賠償請求事件（平成26年9月17日京都地裁）

≪参考≫ 最近収録した話題の判例

◎練馬区に50億円返還命令＝日大の保証金、病院撤退で

◆被告区との間で、病院運営に関する基本協定及び病院運営目的で契約期間を30年とする公有財産貸付契約を締結し保証金を支払った学校法人である原告が、基本協定等の終了を主張して保証金及び遅延損害金の支払を求めた事案において、本件保証金の返還時期につき別途合意していない以上、基本協定等が当初合意の30年経過前に終了した場合に本件保証金の返還時期のみが30年経過後になるとはいえないとして、返還時期の到来を認め、また、本件保証金請求自体が信義則違反とまではいえないとした上で、民法604条1項により本件貸付契約の存続期間は20年となり、同契約の終了に伴い基本協定も終了したから原告に債務不履行はないとして、保証金の支払請求を認め、遅延損害金請求は一部認容とした事例

敷金返還請求事件（平成26年9月17日東京地裁）

◎メルルに145億円賠償命令＝説明不十分、武富士に損害

◆社債の実質的ディフィーザンスの方法として、被控訴人子会社の提案を受けてRED I債を購入したものの損害を受けた更生会社が、被控訴人子会社及び同親会社に対し、本件RED I債に関する組成上の注意義務違反及び説明義務違反を主張して損害賠償を求め、管財人である控訴人が訴訟を承継したところ、原審で請求を棄却されたため控訴した事案において、本件RED I債は金融資産として瑕疵、欠陥があり実質的ディフィーザンスの実施に適さないとはいえないとして、本件注意義務違反を否定する一方、本件取引の特殊性、説明等の内容、方法及び時期などによれば、被控訴人子会社の担当者は説明義務を尽くしたとはいえず、被控訴人らの説明義務違反が認められるとして、原判決を取り消し約145億円の賠償を命じた事例

損害賠償請求控訴事件（平成26年8月27日東京高裁）

◎サントリーに賠償命令＝パワーハラで休職

◆被告Y1社の従業員であった原告が、上司である被告Y2からパワーハラメントを受けたため鬱病となり休職を余儀なくされ、コンプライアンス室長である被告Y3は同パワーハラ行為に対して適切な対応をしなかったなどとして損害賠償を求めた事案において、原告が主張するY2の発言のうち、新入社員以下だ、おまえは馬鹿などとする発言などは不法行為に当たり、同不法行為により原告が鬱病を発症し回復のため速やかに休暇等を得る機会が奪われたなどとしてY2の不法行為責任、Y1社の使用者責任を認める一方、Y3は適切な調査をしており対応も合理的であったとしてY3の不法行為を認めなかった上で、被告らの主張のうち消滅時効は退けたものの素因減額は認め、請求を一部認容した事例

損害賠償請求事件（平成26年7月31日東京地裁）

≪参考≫ 最近収録した話題の判例

◎正規労働者と非正規労働者の賃金格差の違法性が争われた一事例《WLJ判例コラム》

- ◆被告の法テラス法律事務所において当初は非常勤職員として雇用され、後に任期付常勤職員を経て非常勤職員として処遇された原告が、雇用期間満了による労働契約終了を理由に労務提供を拒絶されたため、職務内容等是不変らぬのに常勤職員と賃金格差がある非常勤職員給与規定は無効であるなどとして労働契約に基づく未払賃金の支払を、また、就労拒絶につき原被告間の労働契約の継続を主張して常勤職員としての雇用上の地位確認などを求めた事案において、本件では、パートタイム労働法8条の適用は認められず、また、本件賃金格差が合理的な理由のない著しい賃金格差とはいえず公序良俗違反ともいえない上、本件労働契約は期間満了により終了したなどとして、請求を棄却した事例
未払賃金等請求事件（平成26年7月29日奈良地裁）

◎育休で昇給見送りは違法＝勤務先に賠償命じる

- ◆被控訴人の病院の看護師であった控訴人が、3か月の育児休暇取得を理由に職能給の昇給を見送り、昇格試験の受験機会を与えなかったことは育児介護休業法10条に違反し公序良俗に反するとして、損害賠償を求めたところ、原審が受験機会を与えなかったことについてのみ請求を一部認容としたため、控訴人が控訴した事案において、3か月以上育児休業をすれば職能給を昇給させないという被控訴人の不昇給規定は、育児休業のみを私傷病以外の他の欠勤、休業、休業の取扱いよりも合理的理由なく不利益に取り扱うものであるから育児介護休業法10条や公序に反し無効であり、また、昇級試験の受験機会を与えなかった行為は不法行為法上違法であるとして、原判決を変更し増額認定した事例
損害賠償請求控訴事件（平成26年7月18日大阪高裁）

◎パイロットも二審敗訴＝日航整理解雇訴訟

- ◆会社更生手続中の被控訴人から整理解雇されたパイロットである控訴人らが、解雇無効を主張して労働契約上の地位確認、解雇後の給与支払を求めたところ、原審が確認請求を棄却し、一部控訴人の支払請求を一部認容したため、控訴人らが控訴し被控訴人が附帯控訴した事案において、更生計画を上回る収益金の発生を理由に同計画の変更手続を経ず人員削減の一部を行わないとすることは、関係者の権利変更という本件更生計画の根幹に直接影響する事項にかかる方針変更ともいえるから、会社更生法の趣旨に悖り許容できないとした上で、本件解雇は整理解雇要件を充足しており、権利濫用とも不当労働行為ともいえないから適法であるなどとして、原判決を維持し控訴及び附帯控訴を棄却した事例
各地位確認等請求控訴、同附帯控訴事件（平成26年6月5日東京高裁）

≪参考≫ 最近収録した話題の判例

◎日航整理解雇、二審も適法＝客室乗務員らの訴え棄却

◆会社更生手続中の航空会社から整理解雇された客室乗務員である控訴人ら及び原審原告が、本件解雇の無効を主張して労働契約上の地位確認、未払給与の支払を求めたところ、原審が各請求を棄却したため、控訴人らが控訴した事案において、更正手続下における整理解雇についても労働契約法16条が適用されるところ、人員削減の必要性については、更生計画に照らし同計画内容及び時期につき合理性が認められる場合は人員削減の必要性が認められるとした上で、本件更生計画案は事業の維持更生を図るため合理性を備えた内容と認められるなどとして、削減目標数を超過達成していたなどとする控訴人らの主張を退け本件解雇を有効とし、控訴を棄却した事例

地位確認等請求控訴事件（平成26年6月3日東京高裁）

◎運賃変更命令を差し止め＝タクシー会社の申請認める

◆届出運賃が公定幅運賃内以下であることを理由に運賃変更命令、自動車等の使用停止又は事業許可取消しを受けるおそれがあるなどとして、タクシー事業を営む申立人らが本件不利益処分の仮の差し止めを求めた事案において、本件では、本件運賃変更命令の発令並びに同命令違反に伴う使用停止処分及び事業停止処分により生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるとした上、公定幅運賃制度は違憲でないものの、事業者の利益を具体的に斟酌せずになされた公定幅運賃範囲を定める公示は運輸局長の裁量権の逸脱、濫用に当たり本案に理由があるとみえるなどとして、本件運賃命令及びこれに伴う各処分についてのみ本案の第一審判決言渡しから60日経過までの間、差し止めを認めた事例

仮の差止申立事件（平成26年5月23日大阪地裁）

◎IBMへの課税取り消し＝全面勝訴、1197億円還付-租税回避認めず

◆同族会社であった原告が、海外親会社から原告子会社の株式を購入して購入価格よりも安く同子会社に譲渡し譲渡損失額を損金算入した上、連結納税制度を適用して同子会社と損益を合算し法人税の確定申告をしたところ、法人税法132条1項により本件譲渡損失額の損金算入を否認する旨の更正処分等を受けたため、各処分の取消しを求めた事案において、本件では原告をグループ内の中間持株会社として置いたことに正当理由ないし事業目的がなかったとはいえない上、本件各株式譲渡に経済的合理性がないとまではいい難いなど、各譲渡を含む一連の行為に租税回避意図があるとはいえないことなどから法人税法132条1項所定の「不当」の要件を欠くとして、各処分を取り消した事例

法人税更正処分取消等請求事件（第1事件、第2事件）、通知処分取消請求事件（第3事件）（平成26年5月9日東京地裁）

◀参考▶ 最近収録した話題の判例

◎国への「間接強制」認める＝漁業者49人に1日1万円

- ◆別訴で諫早湾干拓地潮受堤防排水門の開放を認める確定判決を得た漁民等である債権者らが、排水門開放について間接強制を申し立てた事案において、債務者国は、地元民の反対や本件各排水門を開放してはならない旨の別件仮処分決定の存在など、本件確定判決の債務には債務者の意思では排除できない事実上の障害があると主張するものの、債務者国に信義則上可能な限りの措置を講じる余地がないとは認められない上、別件仮処分決定についても法律上の措置を講じることが可能であるから事実上の障害は認められず、債権者らの権利行使が権利濫用又は信義則違反になるとも認められないとして、履行猶予期間を2か月、強制金を債権者1名につき日額1万円とする間接強制を認めた事例

間接強制の申立事件（平成26年4月11日佐賀地裁）

◎公開捜査の中止認めず＝殺人容疑者の父敗訴

- ◆原告の長男が殺人事件の被疑者とされ、県警の公開捜査及び警視庁の捜査特別報奨金広告の対象とされたことにつき、当該公開捜査等は原告の人格権及び名誉権侵害に当たると主張する原告が、公開捜査等の中止及び慰謝料の支払を求めた事案において、捜査機関による名誉権侵害行為の被侵害者は侵害行為の差止めを求めることができるところ、刑事訴訟上の行為とは言い難い本件公開捜査等に係る本件訴えは適法であるとした上で、本件公開捜査等では一部ポスターで長男を犯人と断定するような表現を用いている点で不相当といえるものの、各ポスターの掲示等は原告を対象とするものではないから、原告の名誉権及び人格権を侵害するものとは評価できないなどとして、請求を棄却した事例

指名手配差止及び損害賠償請求事件（平成26年4月11日盛岡地裁）

◎未認定3人への賠償命じる＝胎児期被害の水俣病訴訟

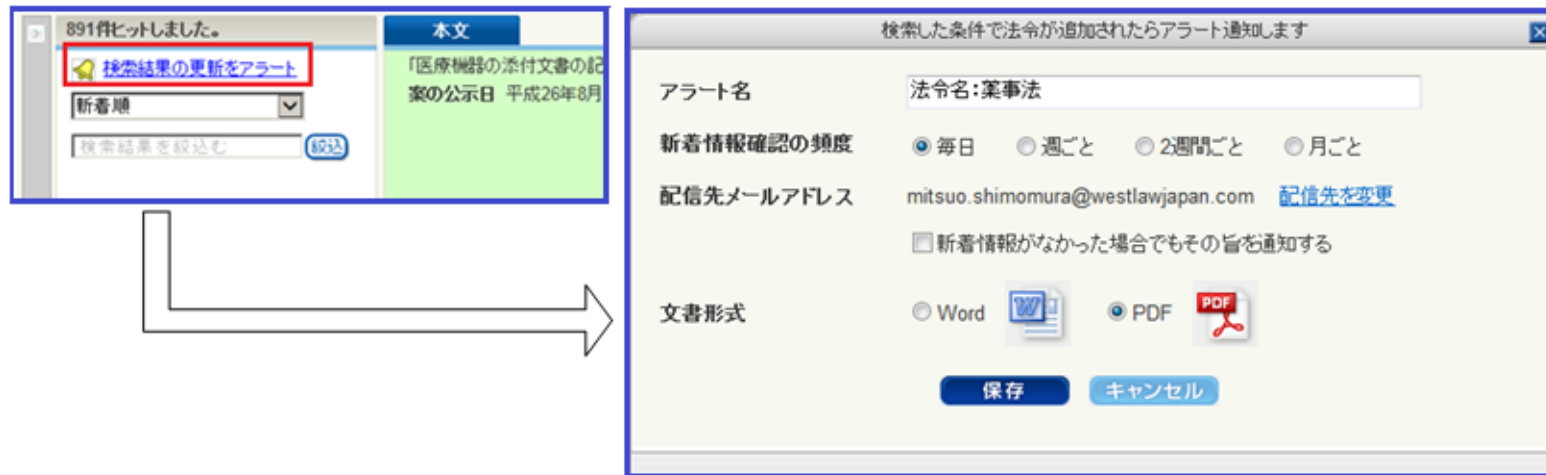
- ◆水俣病（メチル水銀中毒症）患者、小児性又は胎児性水俣病患者であると主張する原告らが、被告会社に対してはメチル水銀を含む廃水を排出したとして、被告国県に対しては各種規制権限を行使せず水俣病の発生及び拡大防止義務を怠ったとして損害賠償を求めるなどした事案において、原告らのうち3名につき水俣病罹患を認め、被告会社につき同原告らの損害全部の賠償責任を認める一方、被告国県には昭和35年1月1日以降の水質二法及び県漁業調整規則上の規制権限不行使に起因する損害に限り賠償責任を認めた上で、本件では認容原告らの損害賠償請求権の除斥期間は経過しておらず、被告会社が消滅時効援用を主張するのは権利濫用に当たり許されないとして、請求を一部認容した事例

国家賠償等請求事件（平成26年3月31日熊本地裁）

◇パブリックコメントが「検索結果の更新アラート」に対応

パブリックコメントを条件検索から検索した場合に、「検索結果の更新アラート」を設定できるようにしました。

* パブリックコメントを未購読の場合には、「検索結果の更新アラート」は通知されません。



下記の検索では、アラート設定の対象外としています。

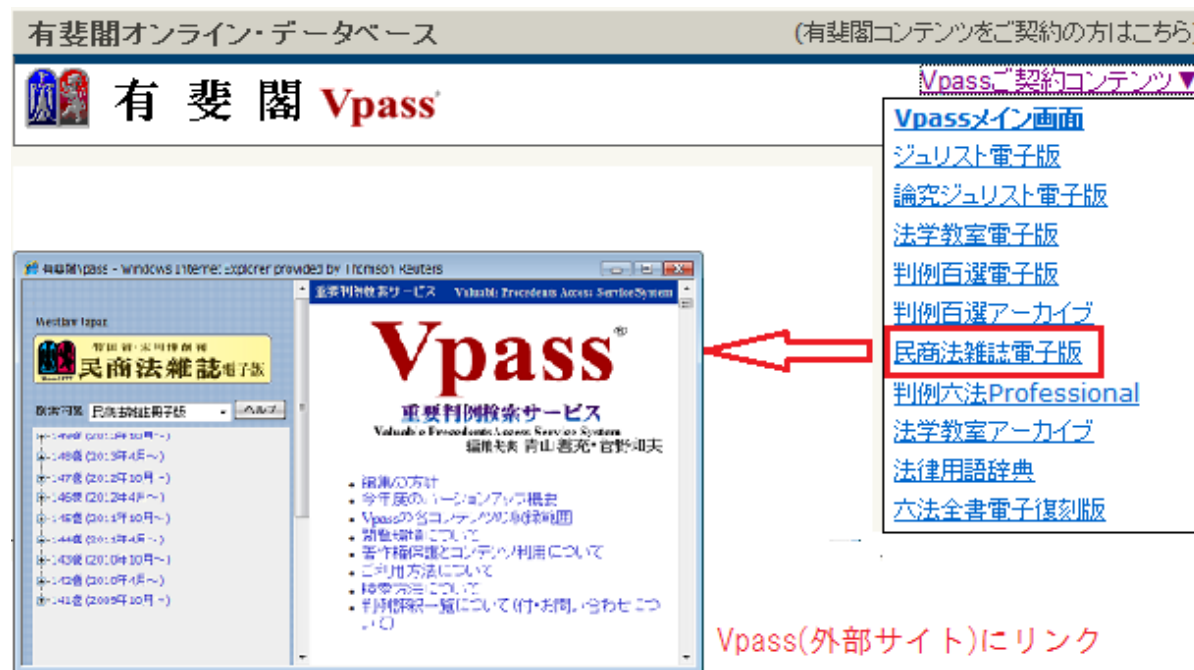
- ・ 行政分野の索引検索
- ・ 所管省庁の索引検索（条件検索の指定欄で所管省庁を指定してアラートを仕掛けることは可能です。）



◇民商法雑誌を追加①

有斐閣の「民商法雑誌」のオプション販売を開始します。

- ①ホームタブの有斐閣オンライン・データベース内の「Vpass ご契約コンテンツ」プルダウンから、Vpass（外部サイト）へのリンクを実現しました。



Vpass(外部サイト)にリンク

単体販売のみ、セット販売は行われません。

◇民商法雑誌を追加②

②ウエストロー・ジャパンの書籍コンテンツとして民商法雑誌を収録しました。

書籍タブから、記事題名やキーワードなどで検索し、閲覧することができます。

The screenshot shows the Westlaw.JAPAN interface. The top navigation bar includes 'Home', '判例' (Cases), '法令' (Laws), '審決等' (Administrative Decisions), '書籍/雑誌' (Books/Magazines), '文献情報' (Literature Information), 'ニュース記事' (News Articles), and '出版社別' (By Publisher). The '書籍/雑誌' tab is active, showing a search result for '社会ネットワークの観点による知的財産ファイナンス' (Intellectual Property Financing from the Perspective of Social Networks) from '民商法雑誌 149巻 4-5号' (Commercial Law Magazine, Vol. 149, No. 4-5), published on February 15, 2014. A callout box with a red arrow points to a link in the '評釈' (Annotations) section, stating '判例の評釈からもリンクしています' (We also link from case annotations). Below the callout, a snippet of a court decision is visible, including the date '平成23年 7月15日' (July 15, 2011), court name '大阪高裁' (Osaka High Court), and case name '従業員地位確認等請求控訴事件 [泉州学園事件・控訴審]' (Request for Confirmation of Employee Status, etc., Appeal Case [Osaka Gakuin Case - Appeal]).

* リリース時の収録範囲は、141 巻 1 号 (平成 21 年 10 月発行) ～149 巻 4・5 号 (平成 26 年 2 月発行) 以後順次収録しますが、収録範囲はデータベース各社同じ条件です。

単体販売のみ、セット販売は行われません。

◇データファイルのサンプル版を追加

新日本法規オンラインに、交通事故損害賠償データファイルのサンプル版を掲載しました。

The screenshot shows the Westlaw Japan search interface. At the top, there are navigation links for '個人設定', 'ブックマーク', '検索履歴', 'eBOOKSTORE', and 'ログアウト'. Below this is a search bar with a '検索' button and search options for 'Q&A・事例' and '単行本'. A search filter section on the left is highlighted with a red box and a red arrow. The search results on the right are listed under 'ご契約書籍一覧' and include several items, with the last one, '【サンプル版】交通事故損害賠償データファイル', highlighted with a red box.

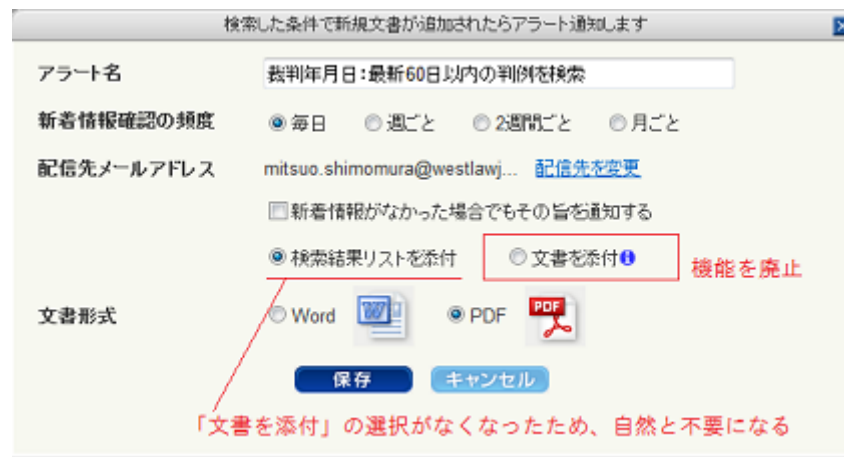
◇文書添付型の「検索結果の更新アラート」を廃止

検索結果更新アラートのメールに添付する文書は検索結果リストのみとしました。

検索結果の該当各文書をアラートに添付する機能を廃止しました。

(従来から登録されていた既存の文書添付型アラートについては、当面の間引き続き文書添付で動作します。

ただし、アラートリスト画面で再保存すると、自動的に検索結果リストの添付に切り替わります。



- 機能廃止の理由 : ① 新規文書が契約外の外部に漏れることを防止するセキュリティ上の措置
 ② ファイルサイズが大きい文書を添付したアラートが通知できないシステム上の問題
 ③ ネットワーク負荷が現在も大きく、今後さらに負荷が増大することを避けるシステム上の問題